

# 第13回 会員企業のお店紹介

## ウイスキー専門店 **SUNTORY BAR MINT**

### 60年以上続く、家族経営のサントリーバー

**所** 広島市中区銀山町11-26 岡三ビル3F  
**営** 18:00~24:00  
 (祝日は 22:00 ラストオーダー)  
**休** 日曜日・祝日、及び年末年始の12/31-1/3  
 GW、お盆期間中は休まず営業致します。  
**☎** 082-244-1882



### 名物メニュー

山崎12年.....1,600円  
 響ジャパニーズハーモニー.....1,300円  
 自家製モスコームユール.....1,200円

ご覧頂き、ありがとうございます。  
 当店は前身の店を含めて60年以上、  
 洋酒を得意とする家族経営の  
 サントリーバーです。  
 ジャズの流れる店内で、  
 心地良くお寛ぎ頂けますよう  
 尽力致します。  
 どうぞ宜しくお願い致します。



# 大人の遠足

『中国地方の酒蔵巡り』



## 高祖酒造「千寿」

蔵のHPには、爛でよし  
 冷やでよし、味は甘からず  
 辛からず飲みあきないうま  
 くちの酒です。とある。  
 原酒を備前焼の器に注ぎ、  
 そこに氷を浮かべていただ  
 くという楽しみもある。う  
 まくちの酒だけに飲み方は  
 自由であり、あらゆる料理

さて、「上撰 千寿」。牛窓の民  
 宿での夕食時に、目の前の海で獲  
 れた鮮魚と千寿をいただく。瀬戸  
 内海の島々と美しい夕焼けも重な  
 り、旅の良さをしみじみ思う。そ  
 こに鯛の姿揚げが出てくる。骨の  
 硬い魚でありながら上手に揚げて  
 あり、味付けも絶妙である。鯛の  
 お頭からかぶりつき、時々  
 千寿。正にここでしか味わ  
 えない組み合わせに感動す  
 る。

「千寿」その銘柄を他県で購入す  
 ることはなかなか難しいが、岡山  
 県産米、吉井川の伏流水を使用し、  
 地元で愛されている銘酒である。  
 近年、鑑評会の燗酒部門に連続し  
 て入賞するなど専門家の評価は高  
 い。写真のラベル「うしまど」の  
 表示が目立つ。そう、岡山県瀬戸  
 内市牛窓の海沿いにこの酒蔵はあ  
 る。蔵の屋上に上がらせてもらう  
 と、目の前は「日本のエーゲ海」と  
 呼ばれる景色で、ゆっくりとした  
 時の流れを感じられた。

にマッチする柔軟性は日本酒の良  
 さでもある。

### 【旅情報】

牛窓は古くから瀬戸内海の要港  
 として栄えた。蒲刈、鞆の浦とと  
 もに潮待ちの港として朝鮮通信使  
 が立ち寄るなど、人と情報が集ま  
 る要衝地でもある。立ち寄ったら、  
 まず牛窓オリブ園の展望台から  
 海を眺めてみたい。眼下に見える  
 前島、その周辺を青島、黄島、黒  
 島が囲む。島の名だけ見ても色と  
 りどりだ。中でも黒島のヴィーナ  
 スロードはカップルに人気。その  
 先に大きく見えるのは小豆島。海  
 運の要所だけに四国も近い。  
 お土産に、あれこれ迷いながら  
 新鮮な魚を使用した揚げかまぼこ  
 を持ち帰る。特に、イカスミ入りは  
 最高だ！また、晴れの国岡山の季  
 節の野菜・果物もチェックしたい。



写真提供：岡山県観光連盟

## 税理士業務アラカルト シリーズ60



中間公認会計士事務所  
税理士 岡原 優太

令和3年度改正で電子帳簿等保存制度が改正され令和4年1月より適用となります。改正の中でも事業者に影響があるのは、これまで代替措置として認められていた電子取引を行った場合の紙出力保存の廃止です。これにより来年1月から電子取引は電子データでの保存が義務付けられます。

電子取引とは「取引情報の授受を電磁的方法により行う取引」と定義されており、例えばインターネット等による取引や電子メールに請求書等のPDFを添付して授受する取引が該当します。現在のビジネスにおいて電子メール等は欠かせないものとなっており、取引先から請求書が添付されたメールを受け取り、紙で印刷して保存しているという事業者も多いのではないのでしょうか。

### 全ての事業者へ影響？電子帳簿等保存制度の改正

紙出力保存が廃止されたことで

電子データでの保存が必須となりますが、電子データをそのまま保存するだけでは法令の要件に従った保存とはなりません。データ改ざん等の防止のためタイムスタンプの付与などの一定の措置を行い、さらに、検索要件を確保することが必要となります。

まず、データ改ざん等の防止のための措置ですが、①タイムスタンプが付された後の授受②授受後最長約2か月以内にタイムスタンプを付す③訂正削除の記録が残る又は訂正削除ができないシステムを利用④訂正削除の防止に関する事務処理規定の備付け、のうちいずれかの措置を行う必要があります。

導入コストを考えると④訂正削除の防止に関する事務処理規定の備付けが比較的導入のハードルが低いと思われます。国税庁の「電子帳簿等保存法一問一答」に規定の雛形が記載されているため参考にしながら整備を進めることができ

きます。

また、検索要件の確保については、少なくとも「取引等の年月日」「取引金額」「取引先」により検索できる状態で保存することが求められます。これを機に文書管理システムの導入を検討される事業者も多いかと思いますが、電子データの量が膨大でなければ電子データのファイル名に取引等の年月日などを直接入力して保存する方法が現実的な対応策になるかと思えます。

検索要件等を満たしていなければ青色申告の承認取消しということも考えられます。対応が間に合わないから紙ベースの請求書に戻してもらおうということではペーパーレス化に逆行してしまいますので早めの準備をご検討ください。

#### 中間公認会計士事務所

〒730-0022

広島市中区銀山町3-1

ひろしまハイビル21-5階

TEL 082-207-0711

FAX 082-207-0722



## アビス電気株式会社

いつも社会の

本社 広島市中区中町8番8号 〒730-0037  
TEL (082)247-2115 FAX (082)245-8607

本社工務部 広島市中区中町8番8号6階 〒730-0037  
TEL (082)240-9922 FAX (082)240-9925

可部営業所 広島市安佐北区可部2丁目5番17号 〒731-0221  
TEL (082)812-3333 FAX (082)814-5241

バックグラウンドで  
光っていたい



# 税務署からのお知らせ

事業者の方へ

消費税 インボイス制度

## 令和3年10月1日から



# 登録申請書 受付開始!

令和5年10月1日から

「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。  
適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。



### 制度導入までのスケジュール

登録申請書は、  
令和3年10月1日  
から提出が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、  
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請書の  
受付開始

インボイス制度  
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。  
登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。



登録申請は、**e-Tax** をご利用  
いただくと手続きがスムーズです。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。